

## 令和6年度宮城県医療機関物価高騰対策事業実施要領

### (趣旨)

- 第1 この要領は、食材料費の高騰により厳しい経営状況にある医療機関の負担を軽減するため、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12の規定により、予算の範囲内において医療機関物価高騰対策事業を実施することとし、補助の要件等を定めるものとする。

### (交付の対象)

- 第2 宮城県内に所在する別表1に掲げる医療機関であること。

### (交付額の算定方法)

- 第3 補助金の交付額及び交付に係る要件等は、別表1のとおりとする。

### (交付申請及び実績報告)

- 第4 地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和6年7月1日施行。以下「令和6年度改正要綱」という。）附則第2項による交付申請書の様式は、別表2で定める事項を知事が別に定める方法により提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。
- 2 令和6年度改正要綱附則第3項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、知事が別に定めるものとする。
- 3 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類とする。
- 4 第1項の交付申請書は、令和6年度改正要綱附則第5項の規定による補助事業実績報告書の様式及びそれに添付しなければならない書類を兼ねるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者

### (交付の条件)

- 第5 令和6年度改正要綱附則第4項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

- 第6 知事は、第4の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が  
適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(要領に定めのない事項)

- 第7 この事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別途定めるもの  
とする。

附 則

この要領は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

1 交付対象	令和6年4月1日時点で東北厚生局長から保険医療機関として指定されている病院及び有床診療所（国が開設又は運営するものを除く。）
2 交付額等	定額補助とし、補助額の算定の基礎となる病床数は、令和6年4月1日時点の医療法（昭和23年法律第205号）上の許可病床数とする。 1病床当たり 3,200円

別表 2

分類	交付申請書項目	備考
一	申請日	
申請者について	申請者氏名・法人名	
	申請者氏名・法人名（フリガナ）	
	（法人の場合）代表者職名	
	（法人の場合）代表者氏名	
	（法人の場合）代表者氏名（フリガナ）	
	申請者郵便番号	
	申請者住所	医療機関の所在地
	担当者部署名	
	担当者氏名	
	担当者電話番号	
担当者メールアドレス		
医療機関・補助金について	施設区分	「病院」、「有床診療所」から選択
	医療機関名	
	保険医療機関番号	
	許可病床数	令和6年4月1日時点
	交付申請額	許可病床数×3,200円
振込先口座情報について	金融機関名	
	支店名	
	金融機関コード	
	支店コード	
	口座種別	「普通」、「当座」から選択
	口座番号	
	口座名義人	
振込先通帳の写し	ファイルを登録	
一	誓約事項	